

石垣市屋外照明管理計画

1. (目的)

この屋外照明管理計画（以下、本計画）は、市民の生活に必要な明るさを確保しつつ、光害を最小限に抑えるために、屋外照明の設置・運用において配慮すべき事項を定めます。

2. (適用範囲)

本計画は、国際ダークスカイ協会が認定する「ダークスカイ・パーク」の候補地である西表石垣国立公園の区域（以下、本地域）内に、石垣市が設置する屋外照明に適用し、本区域内の個人、民間等が設置する屋外照明についても、可能な限り本計画を遵守するよう求めます。

3. (定義)

1 本計画において、光害とは、屋外照明の使用が引き起こす以下の事項を指します。

- (1) 夜空が照らされることにより星が見えにくくなること
- (2) 動植物への悪影響
- (3) 人間生活への悪影響
- (4) エネルギーの浪費

2 本計画において、上方光束とは、屋外照明から発する光の内水平より上方向に向かう光をさします。ただし、近接する地面や壁面等による反射光は含まれないものとします。

4. (屋外照明の設置・運用において配慮すべき事項)

屋外照明は、原則として、必要な方向にむけて、必要な量の明るさで、必要な時間な時間にだけ点灯し、その相関色温度は可能な限り 3000K（K=ケルビン）以下とします。

4-1 (照射方向について)

屋外照明は、上方光束がゼロになるように設置し、市民の生活圏以外への光漏れが最小限となるように配慮します。

- (1) 屋根のない場所では、光源の上部を覆う笠のついた照明器具を使用し、光源の発光部（光源周辺に取り付けられた光を透過させるプリズム、グローブ、カバー等を含む）の下端と笠の縁とを結ぶ線が水平またはそれ以下に向くように設置します。
- (2) 屋根のある場所では、屋根の縁から上方光束が漏れ出さないように配慮します。
- (3) 投光器（スポットライト、サーチライト、レーザー等）や内照式照明の使用は、継続的なものでない場合または上方光束がゼロである場合以外は、原則として禁止します。

4-2 (光量について)

屋外照明は、用途に応じ、必要以上の明るさとならないよう、光源の種類・ワット数・数に配慮し、調光制御が可能な場合は、これを積極的に利用します。

4-3 (点灯時間について)

屋外照明は、用途に応じ、必要な時間帯のみ点灯し、支障の無い時間帯は可能な限り消灯または減灯することが望ましいものとする。

- (1) 消灯・減灯の制御は、管理者による操作のほか、人感センサー、照度センサー、タイマーなどを積極的に利用します。
- (2) 施設や店舗等の屋外照明は、閉館・閉店時刻をもって消灯することが望ましいものとする。

4-4 (色温度について)

特別な必要性のある場合を除き、光源の相関色温度は、可能な限り 3000 k 以下のものを使用するようにし、特に動植物への影響が懸念される場合は 2000 k 以下のものを使用することが望ましいものとする。

■前項を満たした上で、できるだけエネルギー効率の優れた光源・器具を使用します。

5 (屋内照明からの光漏れの制限)

事業所等の屋内照明で、大量の光を使用する場合は、カーテン、ブラインド、雨戸等の遮蔽物により、屋外への光漏れを最小限とするように配慮します。

平成 29 年 7 月 3 日制定